

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年 9 月 30 日付「保医発 0930 第 6 号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が令和元年 10 月 1 日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

保医発0930第6号 (R1. 9. 30)

—令和元年 10 月 1 日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
FGF23	788点 (D007-61 1,25-ジヒドロキシビタミン D ₃ 388 点 + D007-62 25-ヒドロキシビタミン D 400 点)	生化学的検査 (I) 144点	検討中 (注)

注) FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。

ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。

以上

* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。
インフォメーション：029-837-2721(代)